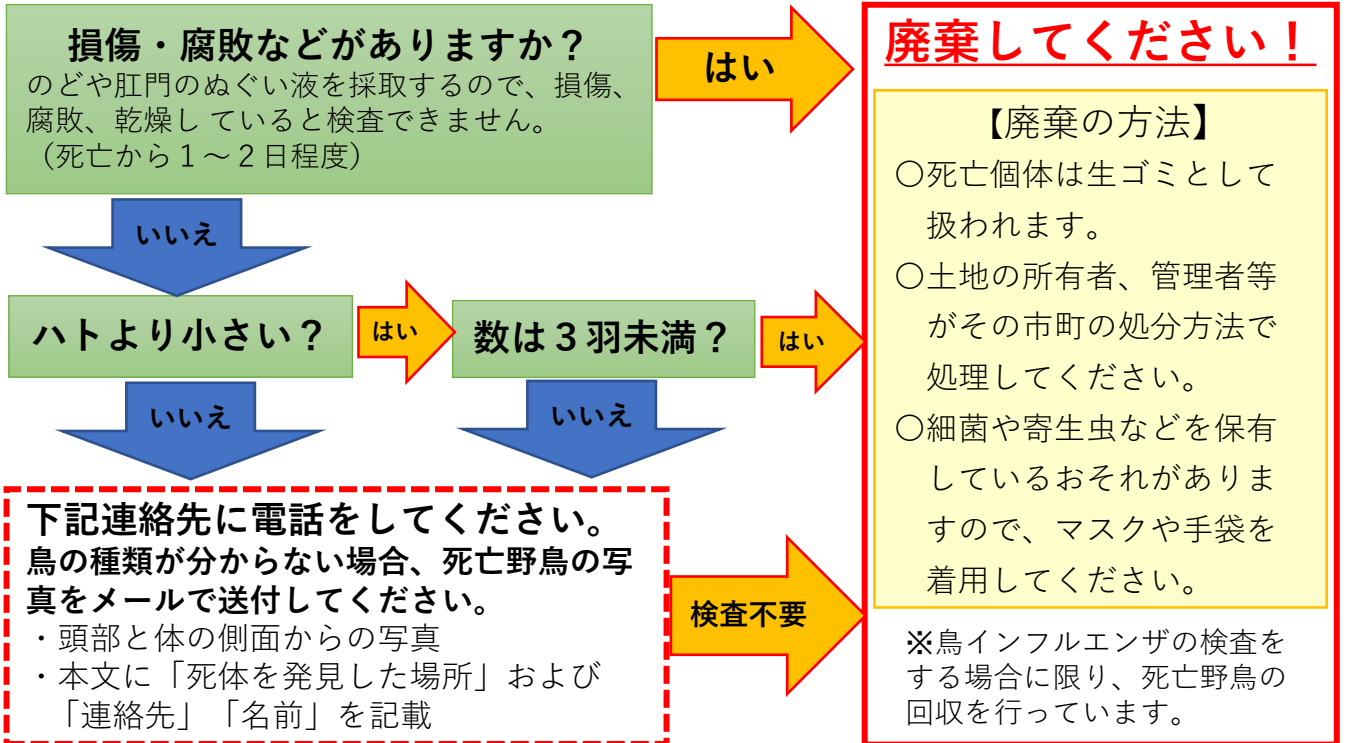


死亡野鳥を見つけたら

- 県では、鳥インフルエンザの早期発見・拡大防止のため、鳥インフルエンザの感染の恐れが高い死亡野鳥の回収および検査を行っています。
- 野鳥は、様々な要因で死亡するので、ご自宅の庭などで死亡野鳥を見つけたら、検査不要の種は、一般廃棄物として廃棄してください。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活において過度に心配する必要はありません。

《対応の流れ》



検査必要

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル簡易版（環境省作成）」に基づき判断

死亡野鳥の回収

- 県の職員等が回収に伺います。
- 夜間は、原則翌日の対応となります。

県の検査機関（家畜保健衛生所）
で検査を実施

【相談・連絡窓口・写真送付先】

自然環境課

（福井市大手3丁目17-1）

☎ 0776-20-0306 ※平日のみ

✉ shizen@pref.fukui.lg.jp

自然保護センター

（大野市南六呂師169-11-2）

☎ 0779-67-1655 ※休館日(月曜と休日の翌日)を除く

✉ sizen-c@pref.fukui.lg.jp

里山里海湖研究所

（若狭町鳥浜122-12-1）

☎ 0770-45-3580 ※平日のみ

✉ satoyama@pref.fukui.lg.jp